

# 令和 4 年 2 月 総会議事録

日 時 令和 4 年 2 月 25 日 (金)

午前 9 時 30 分

場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和4年2月25日(金)  
午前9時30分開会 午前10時26分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案
    - 議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第76号 農用地利用集積計画について
    - 議案第77号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
    - 議案第78号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
    - 議案第79号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
    - 議案第80号 非農地証明(遊休農地)について
  - (2) 報告
    - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
    - 報告第4号 現況証明について
    - 報告第5号 農地等の現況について執行官からの照会に対する調査結果について
    - 報告第6号 農地の利用権設定時における下限面積の引き下げについて
- 4 その他
  - (1) 連絡事項

5 出席委員

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 池田 和浩   | 2 番 石橋 正通   | 3 番 太田由美子   |
| 7 番 小林 澄夫   | 8 番 小林 尚美   | 9 番 近藤 好幸   |
| 1 2 番 高畑 隆一 | 1 4 番 中野 安男 | 1 5 番 彦坂 幸  |
| 1 6 番 日向 勉  | 1 7 番 廣田 良二 | 1 8 番 藤城ひろみ |
| 1 9 番 星野 鉄典 | 2 1 番 松井 耕治 | 2 4 番 村松 史子 |

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 3名 農業企画課 2名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 2 月総会を開会いたします。  
近藤会長、よろしくお願いたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から出席委員を別添「出席者名簿」のとおりとし、進行していきますので、よろしくお願いたします。

なお、出席委員は、委員総数 24 名中 15 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 17 廣田良二委員、同 18 番藤城ひろみ委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、13 日の書類説明会、農業委員による現地調査、20 日の審査

会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、担当委員より指摘のあった、番号5番6番の申請地に既に譲受人の看板が設置されていた点について、撤去してもらうよう申請者あて連絡し、2月22日火曜日に撤去されたことを確認しました。

そのほかについて変更、取下げ等はございません。

本日は議案のほかに資料1-1として番号5番6番の案件について、聞き取り調査の概要を配布しておりますので、補助資料と併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

15日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

補助資料2ページ5条番号1番の駐車場の案件について、タンクローリーに石油を入れた状態で駐車しないかご指摘をいただいた点について、石油は別の場所で抜いて、タンクローリーの中身を空にした状態で駐車することを確認し、申請書に記載することで調整しました。

番号2番の石置き場の案件について、隣地への影響と現地調査の際に気になった点を審査会にて確認しました。西側農地へ雨水及び土砂が流出しないよう、対策として、境界上にコンクリートブロックを2mほどの高さで設置することを確認しました。また現地調査の時に申請地上に木材や電柱、コンクリートがあることを確認しましたが、どのように処理するかを確認したところ、使えないゴミは片付け、一部使える資材は石置き場の仕切りや土留めとして利用することを確認しました。また、南側の市道より進入する計画となっておりますが、道路管理者との調整が整ったことを確認し許可していくことで進めていきます。

3ページ番号6番の太陽光の案件について、北側にパネルを置かない空きスペースがありましたので、業者に確認中と書類説明会で説明をしましたが、申請地の北側の急傾斜である一部の土地を保全用スペースとして空けていることを確認しました。

番号8番の資材置場の案件について、一部がすでに資材置場として使用されている案件ですが、現地調査時に建築物と思われる

ものがあつたため、書類説明会にて建築指導課と調整中であると説明をしました。調整が整い都市計画法上の是正確認後、農地法の許可を行っていく予定です。

4 ページ番号 13 番の太陽光設備の資材置場の案件について、敷地も大きいため必要性などを審査会にて確認しました。転用者は発電事業だけでなく設置工事も行っており、一定の規模が必要なこと、梱包資材の飛散等についても対応を行っていく旨、確認しました。また現状フェンスを設置しない計画で、防犯上問題ないかという点について、現状必要ではないと考えるが、問題等あれば設置し改善することを確認しました。

その他変更・取下げ等はございません。よろしくお願ひします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議長 それでは 5 分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

資料 1 議案第 74 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 8 番の 8 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 74 号 1 ページをご覧ください。

番号 1 番から 8 番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願ひします。

委員 議長 「進 行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。  
続きまして、議案第75号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番から17番までの17件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第75号、3ページをお願いします。  
番号1番から17番までの17件につきましては、審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。  
補足説明は次のとおりです。  
信用性については、特段の疑義はありません。  
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号2番から4番・6番・7番・10番・12番から14番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番・5番・8番・9番・11番・15番～17番です。一時転用については、該当ありません。詳細については、議案をご覧ください。  
以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

小林（尚）委員 番号2番の関係について、現場は市道の側溝が土で埋まっており、道路管理者側はどういった対応を行うのか。また、その内容によりこのまま農地法の許可手続きを進めていって問題ないのか。

事務局 今回の申請に係る道路用地は進入口の部分のみとなるが、その部分については、承認工事の手続きを取れば問題ないとの見解を道路管理者から確認しています。それ以外の道路用地部分はあくまで今回の申請に関わらないこと、雨水の排水先も確保されている

ることから周辺農地の営農へ支障を及ぼす恐れがないことが見込まれています。進入口以外の道路用地については、道路管理者と転用者とで協議しています。

委員  
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号7番については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付した上、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長

続きまして、議案第76号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。議長。

議案第76号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、1月27日開催の農地銀行運営委員会におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第18条、農用地利用集積計画の作成の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、4件6筆4,897㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進 行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり決しました。

議長 続きまして、議案第 77 号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。  
番号 1 番の 1 件を上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 77 号 7 ページをご覧ください。  
議案第 77 号は新規に納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。  
それぞれの特例適用農地における作目等については、備考欄に記載のとおりでした。  
この 1 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進 行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。  
本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案はさよう決しました。

議長 続きまして、議案第 78 号「相続税納税猶予に関して引き続き



農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第78号8ページをご覧ください。

議案第78号は継続して納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この3件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第79号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番から5番までの5件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第79号9ページをご覧ください。

議案第79号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この5件については、現地調査をした結果、その利用状況は、

すべて農地であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進 行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑  
を打ち切ります。  
これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認  
することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。  
よって本案は、さよう決しました。  
続きまして議案第 80 号「非農地証明（遊休農地）について」  
を議題といたします。

事務局 番号 1 番の 1 件を上程いたします。  
それでは内容について、事務局に説明を求めます。  
はい、議長。説明させていただきます。  
議案第 80 号 10 ページをご覧ください。  
番号 1 番の 1 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証  
明（遊休農地）事務処理要領」に基づき非農地証明（遊休農地）  
願出書が提出された土地です。  
願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かにつ  
いて、同要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、  
農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に  
基づき判定をお願いするものです。

議長 ご審議の程、よろしく願いたします。  
議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進 行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑  
を打ち切ります。  
これより採決に入ります。  
本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決  
して異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案はさよう決しました。  
以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局

次に報告事案について、事務局に報告を求めます。  
はい、議長。報告させていただきます。議案の 11 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件及び 12 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 17 ページ 36 番までの 36 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。次に 18 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。次に 19 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、2 月 21 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、3 件とも宅地課税でした。次に 20 ページをお願いします。

報告第 5 号については、名古屋地方裁判所 豊橋支部執行官からの照会です。

番号 1 番は、市街化区域の農地で、4 筆のうち 12 番 2、12 番 37 の 2 筆については昭和 47 年 3 月 29 日付け農地法第 5 条の届出がされています。現地調査の結果、現況は宅地となっていますので農地性はないものと判断しました。2 月 2 日付け事務局長名で回答しました。

農業企画課

農地の利用権設定時における下限面積の引き下げについて説明します。別添資料 1-2 をご覧ください。

引き下げの経緯として、近年の新規就農者の確保、遊休農地発生の抑制が全国的に課題となっています。しかし、耕作のための農地の取得には下限面積要件があり、これが新規就農を妨げている場合があります。そこで、農地利用の下限面積を 10a に引き下げ、貸借し易くすることで、担い手の確

保、遊休農地の解消につなげていきたいと思います。

今回の引き下げにより、農地の貸し借りについて、「取得後の経営面積が10a（1,000㎡）以上」であれば貸し借りができるようになります。

下限面積引き下げ後も引き続き注視し、例えば、耕作未経験者は農業委員が毎月開催している地区委員会に参加してもらうなど、状況によって有効な手段を模索することで、新規就農者の更なる確保につなげることにします。

近藤委員 要件を緩和するのはいいが、審査基準がはっきりしない。例えば法人が取得しようとする1反で簡単に農地を手に入れてしまうが、これまで農地法3条で審査する際には、懸念されることを払拭できるよう審査を行っている。今の資料だとどういった審査をするのかわからない。

また、地区委員会に参加とあるが、農業委員や推進委員には審査するノウハウもないし、決めるような権限もない。そういったところもしっかり考えていただきたい。

農業企画課 こちらとしても誰でも借りれるといったものではなく、一定程度制限をかけていきたいと考えている。他都市の事例など参考にしながら進めていきたい。また、新規就農者への支援事業も行っており、連携しながら取り組んでいきたい。

地区委員会への参加について、人・農地プランの実質化を令和2年度から進めるにあたり、地域での話し合いが必要との中で法人、個人を含め積極的に参加していただき市としてもフォローできればということで書かせていただいた。地区委員会は絶対必要なものではなく、あくまで例示である。同様の対応ができれば、こういった形でも問題ない。

小林（尚）委員 この制度を使うと1反から認められるが、農地を所有していない者が同様の手続きを5回行くと農地法の下限面積をクリアし3条許可申請ができるようになるのか。新規就農は、これまで3条許可申請の中で審査してきたが違う方法で就農できることになるのか聞きたい。

事務局 事務局で答えるべきではないが、申請者が制度を選べる形となります。現状は農地法3条の許可申請は厳しい審査を行っているので、必然的にハードルの低い基盤強化法に流れていくと考えられます。

事務局 今回の委員からの意見を当会からの意見としてまとめた上で

市へ提出することとします。

また、審査の基準や方法などを含め調整した上で、改めて市から会へ報告させていきたいと考えます。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午前10時26分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和4年2月25日

議長  
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者  
(17番 廣田 良二 委員)

議事録署名者  
(18番 藤城 ひろみ 委員)